2025年10月4週バター店頭調査結果

注1 1. 調查方法 調査員が店舗を訪問し、店頭における対象商品の陳列状況及び購入制限などの告知・表示状況を調査。

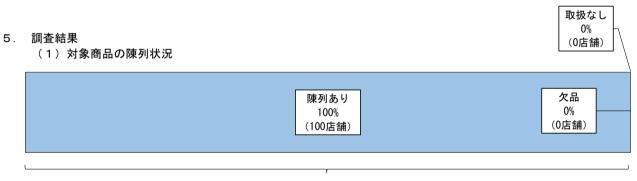
2. 対象商品 調査対象店舗で家庭消費用として販売されているバター。

注3. 注4 3. 調査店舗数 京浜60店+京阪神40店 =100店

注 5 4. 調査日 2025年10月(10月24日(金)~10月26日(日))

注1:購入制限の告知・表示例は、「お一人様1点限り」などを指す。 注2:対象商品は、国内で流通する主要なパター(主に450グラム以下/個)。 ただし、バターの原材料(生乳および食塩)以外の食品(果物や植物油脂など)が添加されている商品および、 高価格帯(100gあたり400円超)の商品は除く。 注3:調査店舗数は、基本は100店舗で実施しているものの、店舗状況等により調査が出来ないこともあるため変動が

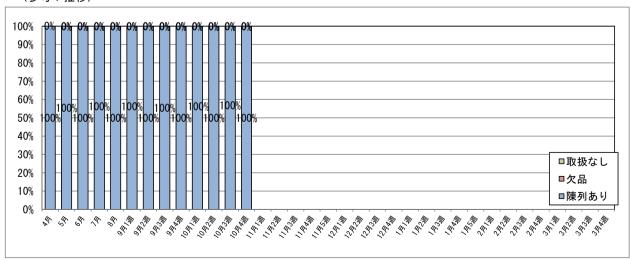
生じる。 注4:調査対象店舗の業態は、スーパーマーケットである。 注5:調査日は、調査期間のうちいずれか1日で、調査時間は午前(開店~12時)、午後(12時~15時)、または



全100店舗

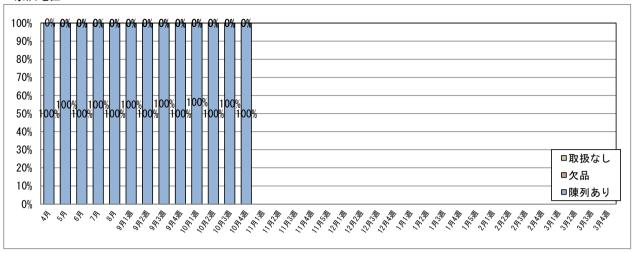
- ※陳列あり...対象商品の陳列あり
- ※欠品…対象商品の取扱(棚)はあるが、陳列がない
- ※取扱なし…対象商品の取扱(棚)がない

(参考:推移)

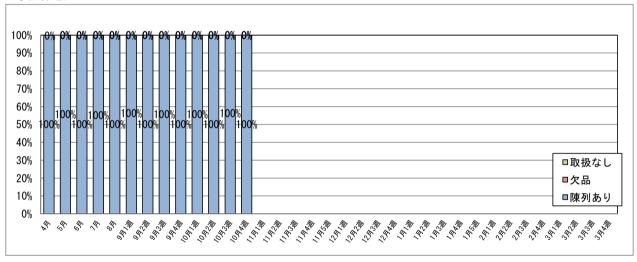


(参考:エリア別推移)

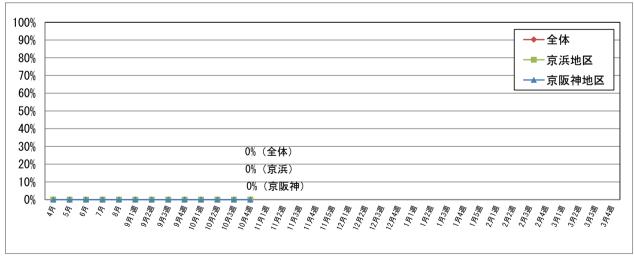
京浜地区



京阪神地区



(2) 購入制限(例:「お一人様1点限り」など)の店頭告知・表示状況



- ・本資料は、株式会社mitorizへ委託調査を実施し、集計した数値をまとめたものである。
- ・本情報は、情報提供を目的とするものであり、提供した情報の利用に関連して、万が一、不利益が被る 事態等が生じたとしてもalicは一切の責任を負いません。